

京都市交通局管理規程第8号

京都市交通局公有財産及び物品管理規程の一部を改正する規程を公布する。

平成26年1月15日

京都市公営企業管理者

交通局長 西村 隆

京都市交通局公有財産及び物品管理規程の一部を改正する規程

京都市交通局公有財産及び物品管理規程の一部を次のように改正する。

第8条の3第1項中「行政財産」を「管理者は、行政財産」に、「の納付」を「の納入」に、「納付した」を「納入の」に、「14.5パーセント」を「14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）」に改め、同第3項中「盗難」を「不測の事故」に改め、「第1項の規定による」を削り、「減免する」を「減額し、又は免除する」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

3 第1項の延滞金額を計算する場合において、その計算の基礎となる使用料の額に1,000円未満の端数があるとき、又はその使用料の額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

4 前3項の規定により計算した延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

第28条中「の納付」を「の納入」に、「を納付」を「を納入」に改める。

第34条第1項中「普通財産」を「前2項に規定するもののほか、普通財産」に改め、同項を同条第3項とし、同条に第1項及び第2項として次の2項を加える。

普通財産及び物品の貸付けに際しては、次に掲げる事項について契約書を作成しなければならない。

- (1) 貸付けの目的、用途、期間及び数量
- (2) 貸付料の額、納入方法及び期日
- (3) 転貸の禁止事項
- (4) 貸付期間中であっても、市、国、他の地方公共団体その他公共団体において公用又は公共用に供する必要を生じたとき、又は貸付の相手方が暴力団等に該当し、若しくは該当していることが判明したときは、契約を解除する権利を留保する事項
- (5) その他管理者が必要と認める事項

2 前項の規定にかかわらず，1年未満の貸付けにあつては，必要に応じ契約書の作成を省略し，公有財産貸付承諾書によることができる。

附 則

(施行期日)

1 この規程は，公布の日から施行する。

(延滞金の割合の特例)

2 当分の間，第8条の3に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び7.3パーセントの割合は，同項の規定にかかわらず，各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には，その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては，年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合，年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には，年7.3パーセントの割合）とする。

(交通局企画総務部財務課)